

# 四日市市立橋北中学校部活動指導方針

## 1 部活動に関する基本的な考え方

### (1) 学校教育目標

未来をたくましく切り拓いていく生徒の育成

### (2) 部活動目標

- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しみ、豊かな人間性を育てる。
- ・ 部活動の目標や意義を十分理解して活動させることにより、向上心や責任感、連帯感を育み、困難に立ち向かい、克服する強い精神力を養う。

### (3) 部活動の運営・指導について

- ・ 教育活動の一環として、教育課程との連携を図り、計画的に指導し、安全な部活動をめざす。
- ・ 生徒との対話を重視した、生徒を伸ばす指導を行う。
- ・ 保護者との連絡を密にし、理解、協力を深め、地域にも開かれた部活動をめざす。

## 2 具体的な指導

### (1) 部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒や保護者に提示する。

#### ① 年間活動計画の作成

- ・ 年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出し、生徒・保護者への提示は4月中に行う。
- ・ 参加する大会やコンクール等は、教育的意義や生徒及び部活動顧問の負担の観点から、年間を通して精査し、参加することが望ましい。

#### ② 月間活動計画の作成

- ・ 年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、校長に提出して承認を受け、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は前月中に行う。

### (2) 休養日・活動時間の設定

**【休養日】 1週間のうち、少なくとも2日を休養日とする。うち、1日は土日に設定をする。**

#### ① 平日の休養日について

- ・ 原則、水曜日を休養日とする。

(但し、やむを得ない場合は別曜日の振替は可とする。)

- ② 土日の休養日について
  - ・ 原則、土日のいずれか1日を休養日とする。
  - ・ 大会やコンクール等の前週の土日の活動については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、実施することを可とする。ただし、校長の承認を得るとともに、大会やコンクール等終了後に代替休養日（平日に休養日をもう1日）を設けること。
  - ・ 3日以上の休日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定すること。
- ③ 長期休業中の休養日について
  - ・ 1週間のうち、平日1日、土日のいずれか1日を休養日とする。

### 【活動時間】

- ① 原則として顧問がついて指導にあたる。顧問がつけないときは、事前に必ず指示をする。（生徒玄関にある部活予定ホワイトボードを利用する。）
  - ② 平日の活動時間について
    - ・ 放課後の練習は、2時間以内とする。
  - ③ 週休日及び休日（長期休業期間を含む）
    - ・ 原則、3時間以内とする。
- ※ 上記の活動において、②、③の原則を超える場合は校長の承認を得ること。  
ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面を十分配慮すること。

- ④ 開始時刻
  - ・ 基本的に、帰り学活終了15分後からとする。
  - ・ 参加できない場合、その日の部活動開始までに顧問に届ける。
- ⑤ 部活動終了時刻
  - ・ 右の表の時間を最終活動終了時刻とする。
  - ・ 終了後15分以内に下校を完了する。
  - ・ 天候・日没時間・当日の日程により変更する場合がある。
- ⑥ 朝練習
  - ・ 朝練習は、週3日間以内とする。
  - ・ 7：30～8：10までの時間帯の中で、顧問がつける時間とする。
  - ・ 8：10までに片付け完了し、8：15までに鍵を返却する。

期 間	終了時刻
4～9月	17：45
10月～新人戦	17：15
新人戦～12月	16：30
1 月	16：45
2 月	17：00
3 月	17：15

### (3) 事故防止と安全管理

#### ① 適切な休憩時間の設定

オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努めること。少なくとも1時間に1回以上の休憩時間を設けることが望ましい。

#### ② 活動スペースの確保

活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないように、指導を徹底すること。

### ③ 施設・用具等の点検

活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施すること。使用頻度の高い施設や用具については、毎月複数回点検を実施することが望ましい。

### ④ 事故発生の場合

万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取ることを。

## (4) 保護者・地域との連携

- ① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に丁寧に説明し、理解を得ること。
- ② 学校ホームページや部活動便り等を有効活用し、部活動の様子を定期的に保護者に発信し理解を得る工夫をすること。
- ③ 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付することで理解を得ること。
- ④ 対外的な活動（練習試合、大会、コンクール等）については、保護者への応援依頼を積極的に行うこと。
- ⑤ 活動中に生徒に問題が発生した場合、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑥ 活動中の怪我については、軽いと考えられる怪我でも、家庭訪問等により丁寧に説明をすること。
- ⑦ 地域に部活動の運営に対する理解と協力を求め、今後は地域との連携を図った部活動の実施について、保護者に理解と協力を促すよう努めること。

## (5) 合同チームの取り組み

- ① 自校だけでチームとして、対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができる。ただし、その場合は、中体連の申し合わせに従い、校長の承認を得ること。
- ② 他校と合同チームを組む場合は、日常における活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については校長の承認を得ること。
- ③ 他校と合同チームを組む場合は、部員や保護者の思いを必ず掌握し、理解を得るよう努めること。
- ④ 合同チームを組む場合は、大会やコンクール等への出場について、その可否を事前に主催者に確認すること。
- ⑤ 合同チームが自校を離れて活動を行う場合、移動中の事故等に十分注意すること。万が一事故があった場合は、保護者への連絡や救急車の要請など、適切な対応を取ることを。

### 3 その他の留意事項

#### (1) 設置について

##### ① 設置部活動（令和2年度）

- ・ 体育系部活（3）、文化系部活（2）の5部活をおく。
- ・ 体育系部活は、軟式野球部（男女）、ソフトテニス部（女）、バレーボール部（男女）とする。
- ・ 文化系部活は、音楽部（男女）、園芸・創作部（男女）とする。

##### ② 設置基準

- ・ 部活動の成立条件は、当該年度の新1年生の入部が1名以上とする。
- ・ 条件が満たされなかった場合は、職員会議で検討する。

#### (2) 入部、転部、引退について

##### ① 原則として、全員入部制とする。

- ・ 但し、学校外の社会体育の活動及び文化・芸術活動等に参加している生徒は必ず入部する必要はない。
- ・ 社会体育及び文化・芸術活動等に所属していても、部活動に入部し、活動できる日だけ参加することも認められる。

社会体育の活動及び文化・芸術活動等とは、以下の条件を満たすものとする。

ア 「1（2）部活動目標」に相当する活動である。

イ 日々の練習の成果を発表する機会（大会・コンクール・作品展など）が定期的にある。

ウ 週に1回以上の活動がある。

##### ② 新1年生の入部については、部活動紹介後、見学・仮入部体験をする。

- ・ 部活集会をもって正式入部とし、部員としての活動を実施する
- ・ 部活動ミーティングの場所（令和2年度）

野球部→少人数1	ソフトテニス部→少人数2
バレーボール部（男）→2A	バレーボール部（女）→3A
音楽部→音楽室	園芸・創作部→フレンド

##### ③ 事情により、転部・退部を希望する生徒は、顧問と担任の指導を受け、保護者の同意も受ける。職員全員に周知する。

##### ④ 部活動の引退については、原則として3年生の中体連終了後とする。

- ・ 但し、音楽部は、三泗音楽会終了後とする。
- ・ 引退した3年生が部活動に参加する場合は顧問が許可し、事前に職員全員に周知する。

##### ⑤ 引退後の部活動の参加は原則認めない。ただし、以下の場合に限り参加を認める。

- ・ 学校長推薦（部活動）で合格が決定した生徒は、顧問及び管理職が許可し、職員全員に周知して活動が認められる。
- ・ その他の生徒は、後期選抜の翌日以降でイベント（OB・OG戦など）などの行事のみ、顧問及び管理職が許可し、職員全員に周知して活動が認められる。

### (3) 経費について

- ① 部活動予算は、「市費」及び「教育活動費」から計画的に支出し、適切な予算管理を行う。
- ② 生徒の旅費は、原則個人負担とする。ただし、中体連と共催する大会及び県のコンクールについては後援会会計より支払う。
- ③ 団体登録費及び登録手数料は、「後援会会計」より支払う。
  - ・ 但し、個人登録費は、個人負担とする。
- ④ 大会参加費は、「後援会会計」より支払う。
- ⑤ ユニフォームの購入費は、「後援会会計」より支払う。
  - ・ 購入順は、以下のとおりとする。

令和2年度	バレーボール部（男子）	令和3年度	ソフトテニス部
令和4年度	バレーボール部（女子）	令和5年度	音楽部
令和6年度	野球部	以降はローテーション	
- ⑥ 生徒からの徴収金は、必要最低限度のものとする。
  - ・ 部活で統一したジャージ、Tシャツ等の購入はしない。

### (4) 活動中における事故発生について

- ① 「事故発生時の連絡体制」にのっとり、速やかに連絡と対応をおこなうこと。
- ② 活動中および活動以外の場所で生活指導上の問題や事故が発生した場合は、顧問・生指・担任で出来る限りその日のうちに指導・対応にあたる。また、家庭訪問などで家庭へ報告する。

### (5) 活動における確認事項

- ① 顧問不在時における活動について
  - ・ 部活動協力員に活動の見守りと活動内容を依頼する。
  - ・ 部活動を中止する場合は教育計画にしたがって決定する。
  - ・ 基本的には次の期日は、部活動をしない。
    - 職員会議・全体研修会などで全顧問不在の場合
    - 定期テスト期間中（テスト発表（通常1週間前）～テスト終了まで）
    - 担当者の要請で、職員会議で承認された期日。
- ② 休日、休業中の活動は、顧問不在の場合はできない。
- ③ 校舎内のトレーニングについて
  - ・ 必ず教師の指導のもとで練習する。管理棟は使用禁止。
  - ・ 体育館シューズで行う場合、必ずシューズの裏を拭いてから使用する。
  - ・ 生徒の安全面から、ランニングは原則禁止。  
(柔軟・筋力トレーニング中心の内容にする。)
  - ・ 場所については使用したい顧問同士の話し合いで決定する。
  - ・ 武道場の使用については、野球部、サッカー部、ソフトテニス部で相談する。
- ④ 卒業生などの部活動参加については、顧問及び管理職が許可し、職員全員に周知して活動が認められる。

(6) 更衣・部室について

- ① 更衣は、部室、または顧問の指導のもと定められた場所で行う。
- ② 部室に私物を置かない。ただし、部で管理できるシューズ等は顧問の判断で認める。  
(部活動中はカバンなどの荷物を部室の中において管理すること。)
- ③ 部室および施設、設備の管理、清掃は当該の部が責任をもって実施する。
- ③ 部室内での飲食等、違反があった場合は、職員で協議の結果、使用を禁止する。
- ④ 部室の割り当て (令和2年度)

○バレー部 (男・女) (体育館)	○野球部 (クラブハウス)
○園芸・創作部 (クラブハウス)	○音楽部 (音楽室)
○ソフトテニス部 (武道場横クラブハウス)	

(7) 活動、練習試合、大会出場について

- ① 校区内、隣接校の場合は現地集合でもよい。それ以外の場合は顧問がつける範囲で引率する。  
顧問が引率できない場合は、安全やマナーに配慮した交通手段で行き帰りの指示をする。
- ② 対外試合・合同練習等の場合は、事前に日時・場所・学校名を教頭に連絡する。  
(教頭に、週休日・祝日にかかるクラブ実施届を提出する)
- ③ 遠征時に自転車を利用する場合、自転車をおく場所は、顧問が管理する。  
※必ずヘルメットをかぶること。  
※ヘルメットの返却は各部活で責任を持って行うこと。
- ④ 校外活動の生徒が、中体連の大会への参加を希望し、引率教員を必要とする場合は、4月にその旨を申し出た生徒のみ、可能な限り教員が引率する。原則として、まず「学年が上の生徒」、次に「人数が多い種目」を優先するものとする。

(8) 服装について

- ① 練習時の服装は、学校指定の体操服、又は部で統一されたユニフォームとする。
- ② 靴下は、学校の規定どおりとする。但し、ユニフォームとして部で統一されたものはよい。
- ③ 大会・練習試合の行き帰りは、学校指定の体操服か、部で統一された服装とする。
- ④ 冬季には、学校指定のウィンドブレーカーの着用を認める。  
<着用規定> ・登下校時 ・部活動時 ・校外行事 ・教師が認めた校内行事

(9) 武道場の使用について

- ・ 野球部・ソフトテニス部で協議のうえ使用する。
- ・ トレーニング内容は、主に筋力トレーニングを中心に行う。ボールなどを使ってのトレーニングは、顧問が認めた場合に限る。窓ガラスや電球などの破損に十分気をつけること。
- ・ 畳の上では、素足 (靴下は履いていてもよい) で行う。
- ・ 器具を使ってのトレーニングには、畳やフローアの破損に十分気をつけること。
- ・ 使用した後は、必ずそうじをすること。
- ・ 各部の顧問が戸締まり・施錠を確認すること。
- ・ 倉庫や管理室・シャワー室には生徒は立ち入り禁止とする。